

日向川

発行所 山形県酒田市市条字村ノ前68番地の1
日向川土地改良区
発行人 理事長 富 樫 善 弘
TEL:0234-64-3210 FAX:0234-64-3214
URL: <https://www.nikkogawa.or.jp>
E-mail: nikkogawa@sanae.or.jp



「春の装い」

◇ 目 次 ◇

- 理事長挨拶／令和6年度通常総代会 P 2
- 山形県庄内総合支庁産業経済部農林技監寄稿 P 3
- 令和6年7月25日発生豪雨災害復旧状況 P 4～5
- 令和7年度一般・特別会計予算／
令和7年度賦課金一覧表／賦課金納入のお願い P 6～7
- 令和7年度事業計画 P 8
- 農地移動の届出／農地転用手続き P 9
- 最上川さみだれ大堰ゲート更新計画／シリーズ『農家の声』 P 10
- 令和7年度揚水機場管理補助員名簿／給水栓代金外 P 11
- 令和7年度事務執行体制／水利権遵守 P 12

土地改良区の概要

- ◆ 受益面積 5,552.4ha
(前年度比 ▲7.5ha)
- ◆ 組合員数 2,575名
(前年度比 ▲127名)

ホームページは
こちらから





新年度にあたって

理事長 富樫 善弘

万緑の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当土地改良区の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年の春作業は、天候不順の影響で遅れがございましたが、代掻き用水については、作業の分散により需要に大きな変動はななく、例年より落ち着いて経過しました。しかし、昨年7月25日の豪雨により多くの土地改良施設が被災し、一部運転出来ない揚水機場があることから、今後水圧不足が生じないよう、組合員の皆様には、例年にも増して節水並びに番水の徹底をお願い申し上げます。

したが、公共災による施設復旧及び農地復旧については、早期の完成を目指し関係機関とともに進めていく所存です。

さて、近年の土地改良区運営においては、電気料金の高止まり並びに原材料費や賃金の上昇に起因する物価高騰により、土地改良施設の維持管理費が年々増加している状況です。そのため、昨年度は設備更新の資金確保を目的とした各地区の積立金を大幅に取り崩す結果となったことから、総代会において特別賦課金（維持管理費）の値上げを決定させていただきましたので、ご理解の程よろしくお願ひ致します。

令和6年度 通常総代会



議長 小野寺秀樹

令和7年3月13日に令和6年度通常総代会が開催され46名中44名の出席をいただきました。東平田地区出身の小野寺秀樹議長のもとで、承認案3件、議案15件が上程され、すべて原案どおり可決されました。

会議の主な質疑応答の内容をお知らせします。

◎7番総代 池田 徹
【災害復旧工事について】
意見 災害復旧工事については、公共災と並行しながら順次施工できるようお願いしたい。

回答 公共災は令和7年度施工を予定、小規模農地等災害緊急復旧事業にて施工する地区も含め、令和8年度には全地区の通水が出来るよう進めていきたいと思ひます。

◎33番総代 高橋 準一
【賦課金の納期について】
質問 維持管理費賦課金が値上

◎16番総代 堀 茂雄
【観音寺地区の電気料について】
質問 令和7年度は福島揚水機場が稼働出来ないと説明を受けましたが、電気料金を予算計上しているのはなぜか。

回答 観音寺地区は電気料金が上がりませんが、施設の老朽化により工事が年々増加しています。そのため、支出不利益は積立分として維持管理に備えていく予定です。

げたこともあり、納期を第1期と第2期に分けられないか。

回答 維持管理費賦課金の増加分は電気料金の支払いに充当するため、第1期に全額徴収しないと一時借入れを起こすことになりません。余計な経費を増やさないよう従来通りの納期でお願い致します。



持続可能な 農業農村整備の推進

庄内総合支庁産業経済部
農林技監(兼)農村計画課長

門 脇 健

日向川土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃から本県の農業農村整備事業の進捗につきまして多大な御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。このたび庄内総合支庁産業経済部農林技監(兼)農村計画課長に就任いたしました門脇と申します。庄内地域の勤務は3年ぶりとなりますが、庄内総合支庁農村計画課での勤務は11年ぶりとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年は7月25日から庄内全域でこれまでに経験したことのない大雨が降り、農地への土砂流入、揚水機場への浸水、ため池の決壊などの被害が発生しました。日向川土地改良区管内におかれましても、甚大な被害が発生しており、改めてお見

舞い申し上げます。

農林水産関係の被害額332億円を含めた県全体の被害額は1,116億円、本県の風水害としては過去最大の被害となり、改めて農業水利施設の重要性とそれを守ることの大切さを認識したところです。

現在、被災した農地や農業用施設の復旧支援など、営農継続と営農再開に向けた対策を市町はじめ、関係機関と連携を図り、一刻も早い復旧・復興を目指して、全力で取り組んでおります。また、近年、生産者の高齢化や人口減少に伴う担い手不足、類発・激甚化する自然災害、国際情勢に起因する資材価格の高騰など、農業を取り巻く情勢は目まぐるしく変化し、多くの課題に直面しております。本県にとって農業は基幹産業

であり、地域経済を支え、国民や県民の生命をつなぐ重要な役割を担っています。今年3月に策定した、県の農業施策の実行計画となる「第5次農林水産業元気創造戦略」においては、様々な担い手などの「人」の力と、スマート技術に代表される「技術」の力を結集すること

また、4月1日施行の改正土地改良法において、農業用水利施設の保全に向けて地域で作る「水土里ビジョン」の仕組みが新設されたところです。これは、農業水利施設の管理に要する費用が、老朽化する施設の更新費用も含め増嵩していく中、将来にわたり施設を適切に保全していくための取り組みを推進する体制を構築していくものとなっております。この取組みについては、土地改良区や市町等の関係者の皆さまと、情報や課題を共有しながら、議論を進めていきたいと考えております。

「技術」の力を結集すること
で、迫りくる困難な局面を打開し、「農林漁業者が豊かさを実感し、誇り・夢・希望が持てる農林水産業」と「環境の変化に対応できる持続可能な食糧供給県やまがた」の実現を目指すとしております。

農業農村整備分野では、水田農業の省力化に向けたスマート農業の実装化やICT施工、防災重点農業用ため池の強靱化対策、水田貯留機能の発揮(田んぼダム)による補完的な流域治水対策、本年度から新たな対策期間が始まった日本型直接支払(多面的機能支払、中山間地域等直接支払)等による農村地域施策の推進などを挙げ、地域や時代のニーズに応える農業農村整備を進めて参ります。

豪雨災害復旧状況

令和7年5月末時点

- ◆豪雨災害の発生からこれまで行政との連携を強化しながら、小規模農地等災害緊急復旧事業を活用して施設の復旧にあたってきました。現在の状況は左記のとおりで、公共災による復旧については、令和8年の作付を目標に事業計画を立てています。
- ◆今年度のかんがい期間は、多くの地区で大小様々な影響が出ています。当改良区のホームページで情報提供を行っていますのでご覧ください。（表紙記載のURLまたはQRコードからご覧になれます。）
- ◆被災農地への負担軽減対策として、令和6年度に引き続き経常賦課金及び特別賦課金（維持管理費）の免除を総代会で議決しています。対象農地については、水稻共済細目書及び現地確認により決定しますので、該当する組合員には10月頃を目処に通知いたします。

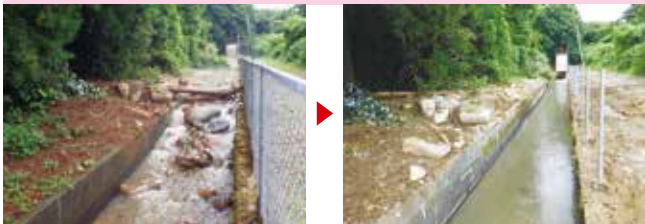
日向川頭首工（排砂門閉塞）



新豊井堰揚水機場（土砂堆積）



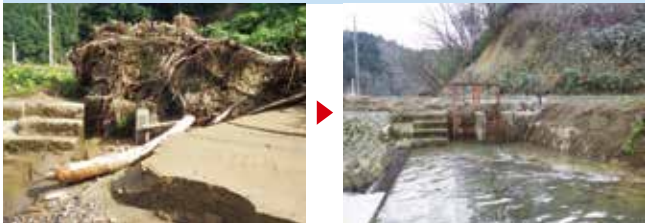
遊佐幹線用水路（土砂堆積）



山本排水路（土砂堆積）



李代堰（取入口の土砂閉塞）



南野前田堰（取入口・水路の土砂閉塞）



姥ヶ沢第四堰（取入ゲート全損、水路土砂堆積）



白玉堰（取入口破損、水路土砂閉塞）



令和6年7月25日発生

施設の復旧状況

種類	主な被害状況	被災箇所数	復旧済箇所数	未復旧箇所数
頭首工	堰堤一部損失、流木・土砂による閉塞	3箇所	3箇所	—
取水口	取水口の流失・土砂堆積	18箇所	13箇所	5箇所
揚水機場	電気設備・除塵機・付帯設備の冠水	20箇所	8箇所	12箇所
用水路	水路の流失・土砂堆積	13箇所	12箇所	1箇所
排水路	法面崩落、土砂堆積	10箇所	10箇所	—
計		64箇所	46箇所	18箇所

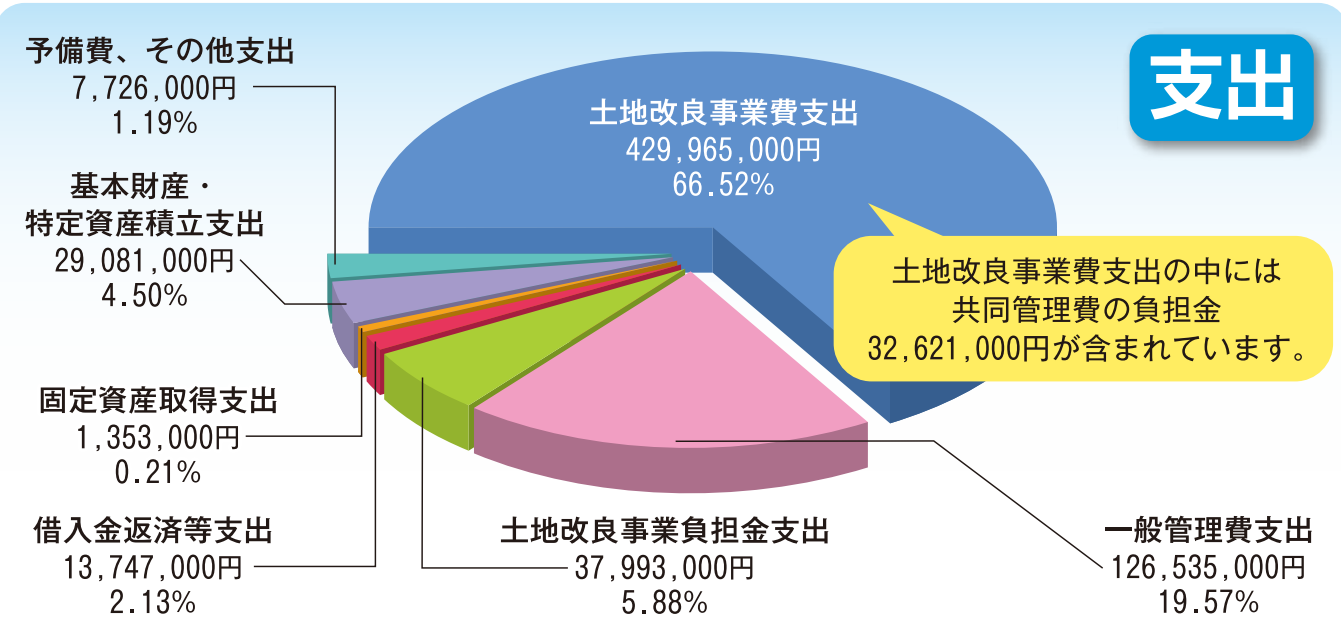
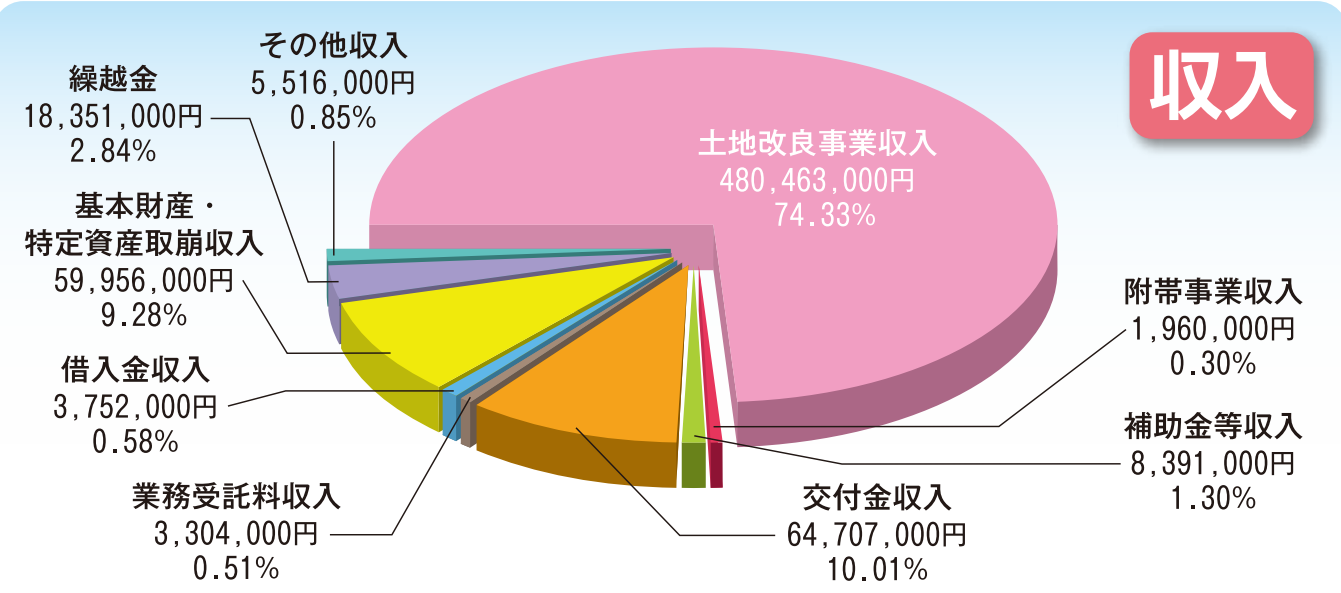
令和7年度以降復旧完了予定施設

- 令和7年7月まで 用水路：数河水路
- 令和8年1月まで 揚水機場：宮内（用水供給は令和7年夏季を予定）
- 令和8年3月まで 取水口：常禅寺堰、川向堰、石田堰、前田堰、三保六堰
揚水機場：大蒸野、観音寺No.9圧力伝送器、新豊井堰、藤塚、前門、日向川右岸No.20圧力伝送器、下井皿、茨堰、郷之目第二、荻島
- 令和8年9月まで 揚水機場：福島



令和7年度 一般会計予算

【予算額】 646,400,000円

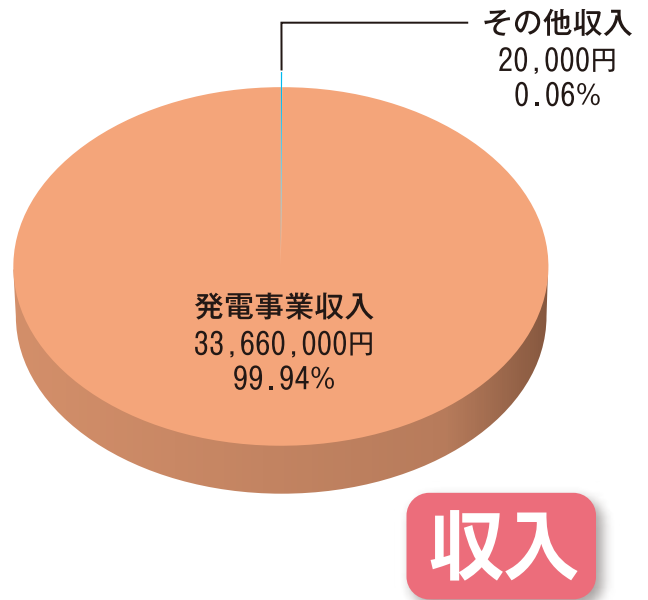
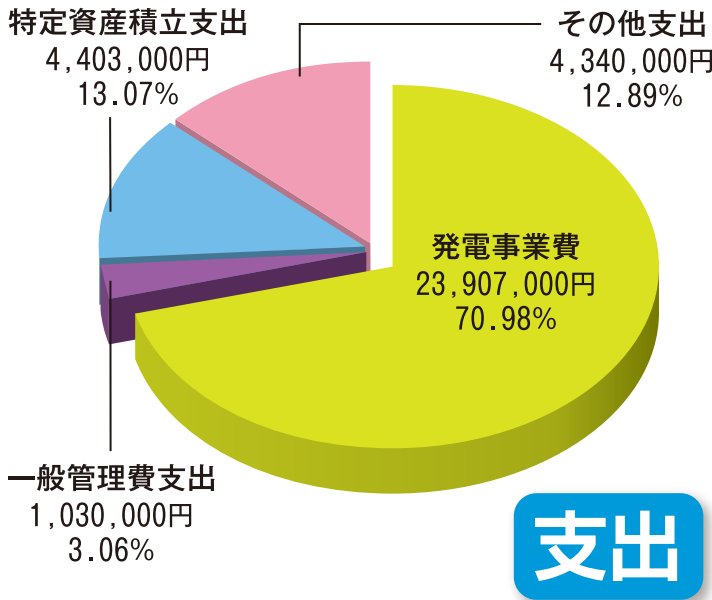


一般会計予算内訳表

一般地区	339,900,000円	北平田地区	24,400,000円
観音寺地区	14,300,000円	平田地区	53,800,000円
西荒瀬地区	36,100,000円	大沢地区	700,000円
日向川右岸地区	46,000,000円	県営北平田地区	800,000円
庄内地区	95,700,000円	県営日向中部地区	9,100,000円
東平田地区	25,600,000円	合計	646,400,000円

令和7年度 小水力発電事業費特別会計予算

【予算額】 33,680,000円



令和7年度 経常賦課金一覧表

記号	名称	10a当り単価	納期
01A	10分地域	3,700円	第1期 R7.5.30 第2期 R7.10.30
01B	8分地域	2,960円	
01C	6分地域	2,220円	
01D	5分地域	1,850円	

令和7年度 特別賦課金一覧表

記号	名称	10a当り単価	納期
02G	観音寺地区 パイプライン維持管理費	3,000円	R7.5.30
021	観音寺地区 オープン水路維持管理費	1,100円	
15V	西荒瀬地区 維持管理費	6,000円	R7.5.30
03J	日向川右岸地区 維持管理費	3,500円	R7.5.30
06S	庄内地区 維持管理費	5,000円	R7.5.30
04K	東平田地区 維持管理費	5,200円	R7.5.30
05R	北平田地区 維持管理費	6,000円	R7.5.30
07T	平田地区 維持管理費	6,100円	R7.5.30
18W	大沢地区 維持管理費	400円	R7.5.30

賦課金納入のお願い

土地改良区は組合員の皆様からの賦課金により運営されています。賦課金は公租公課に当たり、国税徴収法の例により強制徴収権を伴い徴収されるもので、組合員には納入義務があります。

土地改良区の健全な運営を図るためにも、賦課金の納入について皆様のご理解とご協力をお願いします。

滞納賦課金は新資格者が負担

売買や相続等で土地を取得される際、その土地に滞納賦課金がある場合は、土地改良法の規定により新資格者に滞納賦課金が承継され、支払う必要が生じますのでご注意ください。

※記号は賦課金通知書に記載されています。

令和7年度 事業計画

(単位：円)

事業名	事業費	備 考
県営水利施設等整備事業 (基幹水利施設保全型) 《日向川北部地区》	301,000,000	総事業費 1,118,000,000 前川第一揚水機場(電気設備、調整弁等更新) 301,000,000 【事業期間 令和4年度～令和10年度予定】
県営水利施設等整備事業 (基幹水利施設保全型) 《荒瀬川南部地区》	21,000,000	総事業費 773,000,000 荒瀬川頭首工(実施設計) 18,000,000 荻島揚水機場除塵機(実施設計) 3,000,000 【事業期間 令和7年度～令和13年度予定】
水利施設管理強化事業	40,000,000	
県営基幹水利施設管理事業	48,790,000	平沢揚水機場 32,880,000 導水幹線用水路 15,910,000
防災減災機能等強化事業 (維持管理適正化)	24,200,000	永田排水路(水門整備、水路嵩上げ) 6,000,000 宮内幹線排水路(排水路整備) 8,500,000 藤塚揚水機場(電気設備更新) 1,800,000 豊里揚水機場(電気設備更新) 1,900,000 吉田揚水機場(電気設備更新) 1,300,000 茨堰揚水機場(電気設備更新) 1,600,000 吉田新田揚水機場(電気設備更新) 1,800,000 大槻新田揚水機場(電気設備更新) 1,300,000
整備補修事業 (維持管理適正化)	45,000,000	茨堰幹線用水路(目地補修) 7,800,000 郷之目幹線用水路(目地補修) 8,000,000 市条第一揚水機場(除塵機整備) 8,200,000 新青波揚水機場(電動機整備、電気設備更新) 4,000,000 吉田新田揚水機場(除塵機整備) 8,000,000 舟止揚水機場(ポンプ整備) 9,000,000
酒田市(単独)小規模土地改良事業	4,611,000	豊里揚水機場(流量計補修) 1,300,000 前川第一揚水機場(パイプライン補修) 1,914,000 前川第二揚水機場(電気設備交換) 1,397,000
遊佐町(単独)小規模土地改良事業	1,500,000	宮内幹線排水路(法面補修) 500,000 右岸調整水槽(土砂浚渫) 1,000,000
地域農業水利施設ストック マネジメント事業 《日向川2地区》	8,500,000	吉田第二幹線用水路(目地補修) 4,500,000 柳沢第一揚水機場(空気弁、排泥工交換) 4,000,000 【事業期間 令和6年度～令和8年度予定】
県営水利施設等保全高度化事業 (農地集積促進型) 《北平田地区》	71,000,000 (繰越 71,000,000)	受益面積 25.9ha、総事業費 418,570,000 簡易区画整備 A=6.7ha、自動給水栓工 A=25.9ha 【事業期間 令和3年度～令和7年度予定】
県営農業競争力強化農地整備事業 (中山間地域型) 《日向中部地区》	250,000,000 (繰越 200,000,000含む)	受益面積 65.9ha、総事業費 2,095,000,000 実施設計、換地業務、区画整理工 A=9.3ha 【事業期間 令和4年度～令和11年度予定】

こんな時は必ず届出をお願いします

● 農地の移動・組合員資格等の変更があった場合

農地の売買・交換・賃貸借

相続・贈与・経営移譲

住所変更・口座変更

※賃貸借等の契約期間満了による解約の場合も、届出が必要になります。

他の公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協の手続きだけでは、土地改良区の土地原簿や組合員名簿は変更されません。

土地改良法第44条第1項により組合員には通知義務がありますので、変更がありましたら、速やかに「組合員資格得喪通知書」により届出してください。**届出がないと賦課金は従来の組合員に賦課されます**のでご注意ください。

農地の移動につきましては、農業委員会の許可をもって届出を受付します。名義変更や住所変更等につきましては随時受付いたしますのでご不明な点等ございましたら総務課までお問い合わせください。

組合員資格得喪通知書

令和 年 月 日

下記により組合員資格が得喪したため、土地改良法第44条第1項の規定により通知します。

1. 資格得喪の原因及び時期
種別 農業委員会の許可の日又は登記年月日 令和 年 月 日

2. 資格得喪の対象たる土地

郡	町	大字	字	地番	地目	面積(㎡)	備考

日向川土地改良区
理事長 殿

現資格者 姓 氏 _____ 印
氏 名 _____ 印

新資格者 姓 氏 _____ 印
氏 名 _____ 印
(フリガナ)

生年月日 S・H 年 月 日生 (男・女)

電話番号 () - _____

口座番号 支店 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

届出用紙は当改良区または庄内みどり農協各支店の金融窓口にあります。

● 農地を転用する場合

宅地・店舗等への転用


公共事業による買収

農地を農地以外の用途に転用するには、土地改良区への地区除外申請が必要です。また、農業委員会へ申請する際に添付する意見書の交付には、別途申請が必要となりますので当改良区までご相談ください。

※地区除外には決済金の納付が必要となります。

決済金とは？

残有農地を所有（耕作）する他の組合員が過重負担にならないように、事業負担金や施設の維持管理費等を一時払いし、地区から除外するものです。



地区除外決済金につきましては、右記単価表をご参考にしてください。

令和7年度 地区除外決済金

経常賦課金地区	10a当り決済金
10分地域	103,752円
8分地域	83,001円
6分地域	62,251円
5分地域	51,876円

特別賦課金地区	10a当り決済金
観音寺地区	41,095円
西荒瀬地区	112,480円
日向川右岸地区	53,025円
庄内地区	101,167円
東平田地区	97,343円
北平田地区	114,746円
平田地区	122,965円
大沢地区	13,339円

最上川さみだれ大堰 ゲート更新計画

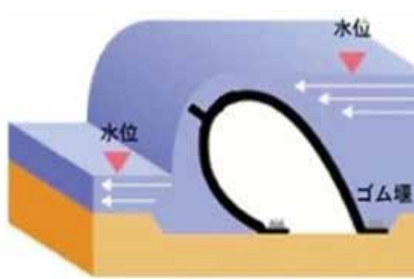
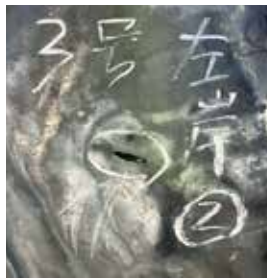
草薙頭首工からの安定取水を維持するために造成された日本最大級のゴム堰である最上川さみだれ大堰は、完成してから約30年が経過しました。近年経年劣化による損傷が見られるようになってきたことから、令和6年度から令和10年度までの5年間にわたり、2号5号ゲート袋体の更新が実施されています。更新計画につきましては次のとおりです。



	5号ゲート	4号ゲート	3号ゲート	2号ゲート	1号ゲート
1年目 (R6)			袋体製作		更新済
2年目 (R7)			袋体更新	袋体製作 床版補修	
3年目 (R8)		袋体製作	床版補修	袋体更新	
4年目 (R9)	袋体製作 床版補修	袋体更新			
5年目 (R10)	袋体更新	床版補修			



3号ゲート補修状況



さみだれ大堰構造図

シリーズ

農家の声



酒田市 金生沢
高橋 久治



私は2町歩ちよつとの兼業農家のはずでした。両親は共働きで、若い頃から休みの日は家の手伝いが当たり前のようになってきました。会社勤めになってからも同じで、現状維持で行ければ良いと思っていました。しかし、6年前の2月に父が亡くなり、手伝いだけだった私がいきなり全てをすることになりました。委託も考えましたが、父が苦労して面積を倍にしたのでそれは出来ないと思い、時期も時期だったのでやれるだけ頑張ろうと決めました。幸い作業を色々手伝っていたので大体は分かっていたのですが、トラクターの作業だけは分かりませんでした。それでも人の作業を見たり聞いたりして、何とか恰好が聞いたのを覚えています。3年前定年で会社を辞めました。



経営規模 田8ha

た。それまでは屋内の仕事だったので今度は屋外の仕事を探して勤務しています。ただ、仕事が決まった途端に受託の話があり、一度は断ったのですが、家の近所で田んぼも隣でしたので受けることにしました。受託してまだ2年ですが、まだまだ要領がつかめていません。でも頑張ったおかげか（自分勝手な想い）米価が上がってくれました。やはり米価が上がるのは有難いことで、これからの若い世代や、専業農家のためにも、今の価格を維持してもらいたいと思っています。私自身は、いつまで農業が出来るか分かりませんが、体に気を付けて頑張っていきたいと思っています。

令和7年度
揚水機場管理補助員名簿

観音寺地区

揚水機場	氏名	電話番号
福島	池田 聡士	64-2688

西荒瀬地区

揚水機場	氏名	電話番号
新豊井堰	本間 充	28-2045
藤塚	堀 公紀	34-5313
豊里	岡部 智彦	34-5074
京屋		
田村	佐藤 源一	34-5615

日向川右岸地区

揚水機場	氏名	電話番号
宮内	阿蘇 泰	28-2257
六ッ新田	池田 幸樹	28-2930
前門	伊藤 伸一	28-2684
興休	菅原喜與志	28-3095
蕨岡	庄司 信悟	72-2863
大蕨岡		

庄内地区

揚水機場	氏名	電話番号
寺田	阿部 圭一	090-2842-8947
下井皿	小松 智洋	28-2025
下井皿第二		
市条第一	池田 俊一	64-2284
市条第二	伊藤 雅則	28-2258
前川第一	村上 悦洋	64-2640
吉田	十川 秀樹	25-2095
高井川		
本楯	荒生 勝幸	28-2363
高田		

東平田地区

揚水機場	氏名	電話番号
柳沢第一	佐藤 秀之	94-2368
茨堰	佐藤 正紀	94-2248
横代	小川 幹雄	94-2859

北平田地区

揚水機場	氏名	電話番号
前川第二	佐々木寛司	25-2670
新青渡	堀 正人	25-2993
蛭沼	富樫 浩之	25-2061

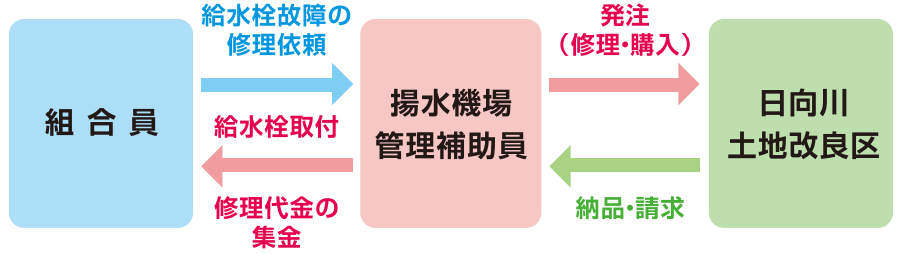
平田地区

揚水機場	氏名	電話番号
郷之目第一	渡部 浩	27-3771
郷之目第二	佐藤 剛	25-2858
吉田新田	伊藤 勝信	25-2283
荻島	成澤 久雄	24-3683
大槻新田	小川 幹雄	94-2859
舟止	岡野 晴勇	27-3567

※本名簿は土地改良施設管理目的以外には使用しないでください。

給水栓の故障修理について

給水栓が故障した場合、揚水機場管理補助員へ修理依頼をしてください。
※観音寺地区の自動給水栓の故障につきましては、下記の方までご連絡ください。
池田 聡士 (TEL 64-2688)、富樫 剛 (TEL 64-2556)



給水栓部品代金内訳

給水栓名	部品名	単価(税込)
 ボールバルブ	一式セット	18,300円
	本体のみ	12,700円
	カサのみ	4,300円
	ハンドルセット	1,300円
	パッキン交換(両面)	2,000円
	パッキン交換(片面)	1,000円
	ボール交換	3,300円
自動給水栓	タケノコ(口径20mm)	3,700円
	タケノコ(口径15mm)	3,400円
	自動給水栓用の各種部品は、当改良区へお問い合わせ下さい。	

旧タイプは修理不能のため本体交換となります。

交換手数料(止水手数料含む)

給水栓1個につき	手数料(税込)
4月から9月まで	2,000円
10月から3月まで	1,500円
ゴミ取り作業	無料

※個人修理の際にも止水手数料がかかります。
※集金額は部品代金に交換手数料が加算された金額となります。

暗渠排水の資材(水間等)については、取扱店を紹介いたしますので、当改良区へお問い合わせください。


プラスチック製の給水栓は大変危険です!!

プラスチック製の給水栓は、冬期間の管理状態等により、春先の通水時に破損しやすくなります。亀裂が生じたまま通水作業を行うと、水圧に耐えられず破損してしまい大変危険です。使用されている方がいましたら、今一度ご確認いただき、事故や怪我等につながらないようにご配慮願います。

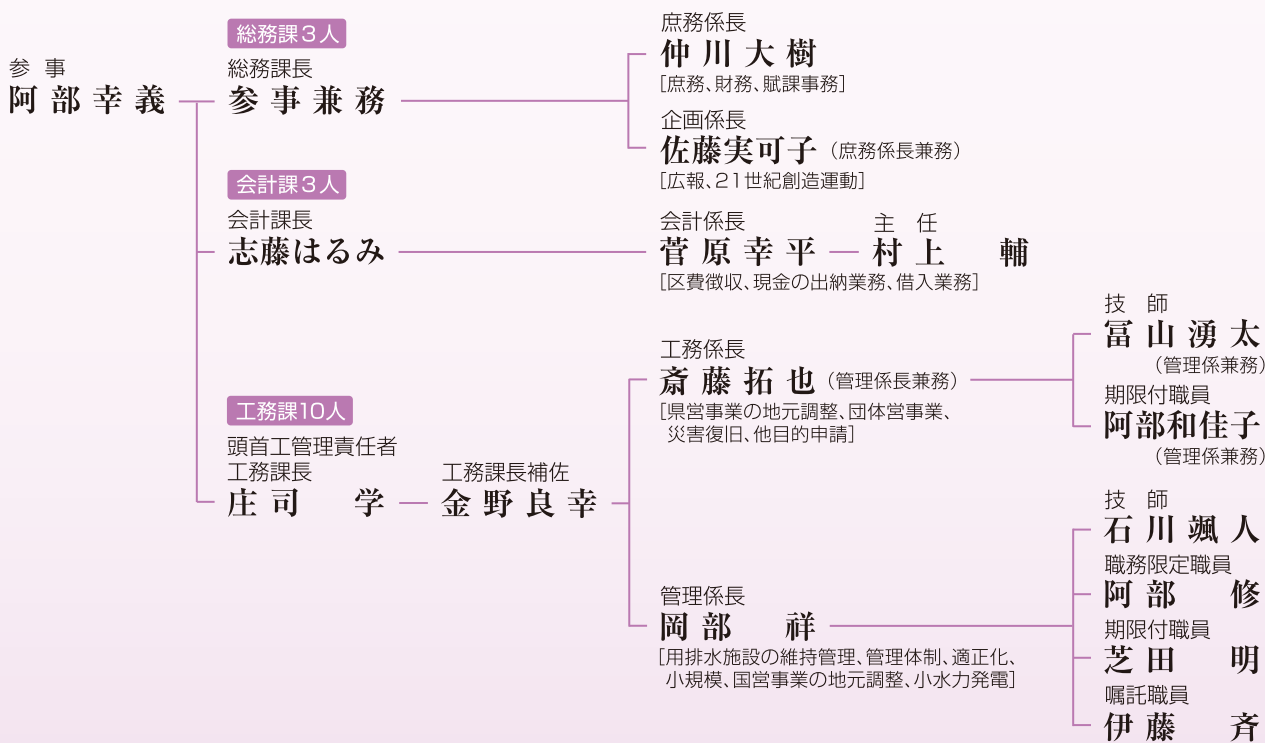


注意! 給水栓破損にご注意を!

経年劣化により給水栓が水圧に耐えられず、ソケット部分から外れ飛んでしまう事例が近年見受けられるようになりました。給水栓開閉の際は顔を近づけないようご注意ください。破損した際は揚水機場管理補助員に連絡してください。



令和7年度 事務執行体制



水利権を守りましょう!

かんがい期間：4月26日から9月15日まで

節電・節水にご協力ください

- ①降雨の際には給水栓を閉める。
- ②ハウスにはタンクを設置し、降雨時の揚水機停止に備える。
- ③給水栓から水を出しっぱなしにしない。

違法な水利用は水利権の取り消しにつながります。必ずルールに則った水管理を行ってください。

編集後記

昨年7月の豪雨災害から10カ月以上経っているにも関わらず、未だに水害の爪痕が残っている状況です。行政には被災された方々の一日も早い復興とサポートの継続をお願いいたします。また、これから梅雨の時期を迎えますが、水害に強い町・地域づくりを強化し、再発防止対策を講じていただきたいものです。

政治へ目を向けると、アメリカのトランプ大統領は、就任以来アメリカンファーストをうたい文句に、貿易不均衡を是正する措置として世界各国に対し相互関税を発表、日本に対しては輸入品に24%の関税を課すと言ってきました。また、自動車や農産物に市場開放の要求が迫ってきております。政府は要求に安易に応じることなく、高齢化に伴う農業人口の減少を食い止める、日本の農業（特に稲作）を未来永劫続けていける政策作りを強く願います。

(広報委員 池田健一)